

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和6年8月2日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は次のとおりとする。

ア 件名

寺内保育所ほか5施設建築物定期検査業務委託

イ 履行場所および履行期間

別紙「設計書」および「仕様書」参照

(2) 次の全てを満たすことを入札参加要件とする。

ア 本委託を遂行するための有資格者を雇用し検査員として配置できること。

イ 秋田市内に本社、支店または営業所を有する者であること。

ウ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）または他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

エ 市税に滞納がある者ではないこと。

オ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

キ 本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時 令和6年8月23日（金）午後1時30分

(2) 場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 4階（会議室4-B）

(3) 入札保証金および契約保証金 免除

(4) 契約日 落札が決定した日から7日以内

(5) 注意事項

ア 入札会場への入場者は、会場の都合上、1社2名以内とする。

イ 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ参加すること。

ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

エ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務受注状況調（様式2）

提出期日現在までの業務受注状況（過去2年間）

※記載した業務委託の契約書または内容の分かる書類を添付すること。

ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

エ 納税証明書

市税に未納がないことの証明書

※提出日から3か月以内に発行されたもの（写し可）

オ 商業登記簿謄本または登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

※提出日から3か月以内に発行されたもの（写し可）

カ 資格を証明するものの写し（両面）

キ 資格を有する者との雇用関係を証明するものの写し

(2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申込みすることはできない。

(3) 申込書等の受付

- ア 受付期間 令和6年8月5日（月）から8月16日（金）まで（ただし、土曜、日曜日および国民の祝日は除く）
- イ 受付時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで。
ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。
- ウ 受付場所 秋田市子ども未来部子ども育成課（秋田市山王一丁目1番1号秋田市役所2階）
- エ 提出方法 子ども未来部子ども育成課のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所へ持参すること（郵送および電送によるものは受け付けない。）。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) (1)および(2)の通知については、令和6年8月19日（月）以降に電子メールで送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問合せ先
子ども育成課子育て事業担当（電話888-5692）